

## 室町幕府奉行人奉書の一特徴について

On a Common Feature of the Bugyoninn-Hoshos  
made by the Muromachi-Shogunate

下 沢 敦  
Atsushi SHIMOZAWA

### 要約

室町時代中期以後の室町幕府奉行人が幕府に訴えを持ち込まれる諸々の不法案件の問題解決を図るべく当該不法案件の根本の原因を成した不法行為の処置方針を示す目的で作成し、発した奉行人奉書を見ると、「向後」発生する懸念のある同様の不法行為の行為者を「罪科」に処する旨を宣言して予告している事例が相当数見受けられる。しかし、中世前期まで主に訴状の上に書き表されていた「向後傍輩」または「傍輩向後」を見懲らす趣旨の見懲らし文言を載せている奉行人奉書の残存例は、一つも見当たらない。室町幕府が常に当該不法案件に関する終局的な判断を公権的に表示していたと考えられる奉行人奉書の上に見懲らし文言が一度も書き表されることがなかったと言う顕著な特徴点を考慮すると、恐らく当該時期の室町幕府は、不法案件の処理を図る上で中世前期的な見懲らし型刑罰観や中世前期的一般予防観念ひいては一般予防思想に立脚して判断を行ったことが一度もなかったのではないかと考えられる。

キーワード：室町奉行人

## 目次

- I 序
- II 奉行人奉書に見る「向後」
- III 奉行人奉書に見る「罪科」
- IV 禅椿を原因とする不法案件の処理方針
- V 結語

### I 序

日本の中世社会においては、平安時代後期以後鎌倉時代末期に至るまでの中世前期に当たる相当長い期間を通じて、犯罪的な不法行為に関する一般予防的観念が支配的な法的社会観念の一つと化し、中世前期の中世社会に広く深く浸潤して一般的に定着を見ていたと考えられる。<sup>(1)</sup> この一般予防的観念は、当時の中世社会で相当優勢な法的社会観念の一つとなって永く存続して行ったと思われる。但し、ここで筆者が犯罪的な不法行為と呼んでいる不法行為とは、勿論、今日民法学で言う不法行為とは似ても似つかない行為概念であり、単に中世前期の当時一般に不法と認識されていたのではないかと筆者が個人的に推測している行為を不法行為と名付けて呼んでいるに過ぎず、その実質に照らして見れば、寧ろ今日刑法学で言う違法行為の概念に近かったと思われるが、中世の不法行為が帯びる違法性の程度は、必ずしも常に今日刑法学で言う犯罪行為の域に達しているとは限らなかった。中世前期における一般予防的観念は、典型的には、「向後」の「傍輩」への<見懲らし>即ち「今後の同輩への見せしめ」を主目的とする中世前期に特有の刑罰観を形成し、主に鎌倉時代に書かれた訴状その他の諸種の文書の上に数多の表現例が見出されるが、中世前期に特有のこの種の刑罰観は、表現型としては、「向後」と「傍輩」の二語の組み合わせから成る「向後傍輩」または「傍輩向後」と言う定型的表現の形を取って端的に表示されるのが常であった。<sup>(2)</sup> 筆者は、この定型的表現を「見懲らし文言」と呼び習わしている。小稿では、このような「傍輩」の見懲らしを主目的とする中世前期に特有の刑罰観を仮に「見懲らし型刑罰観」と名付け、主としてこの見懲らし型刑罰観に基づいて諸種の文書の上に見懲らし文言を介して表示されていたと考えられる中世前期に一般化していた一般予防的観念を仮に「中世前期的一般予防観念」と呼称することにする。尤も、鎌倉時代においては、鎌倉幕府が必ずしも常にこの見懲らし型刑罰観を前面に押し出して強調していたとは限らず、また、必ずしも常にこの見懲らし型刑罰観だけに依拠して自らの刑罰権を発動し続けていたとも言い切れない節がある。中世前期を通じて、見懲らし型刑罰観は、殆ど常に「向後傍輩」または「傍輩向後」と言う見懲らし文言の形を取って端的に表示されていたが、中世前期末の鎌倉時代末期に至ると、見懲らし文言の表示に伴うはずの

見懲らしの効果を大部分喪失して、有名無実化してしまったと考えられる。但し、遅くとも 14 世紀後半の南北朝時代までは、見懲らし文言の形で文書の上に表示された見懲らし型刑罰観が猶残存していた形跡がある。しかし、南北朝の一大変動期を経て、15 世紀の室町時代に入る頃には、見懲らし文言は、少なくとも訴状その他の書面上の記載事項の一種としては、ほぼ完全に消滅するに至っていたと推測される。<sup>(3)</sup>

小稿は、中世中期以後の室町幕府の奉行人が書き残し、現在今谷明・高橋康夫共編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇（上・下）』（思文閣出版）<sup>(4)</sup>の中に総点数 4,000 点以上に上る多数の残存例が収録されている「奉行人奉書」と呼ばれる文書資料を取り上げ、同篇所収の奉行人奉書の豊富な実例による傍証に基づいて、改めて上記の推測を裏付けると共に、中世中期以降、取り分け大体戦国時代と重なる中世後期の室町幕府によって執行された政務のレベルにおける見懲らし型刑罰観のほぼ完全な衰滅の事実を推定しようと試みるものである。但し、筆者は、中世後期の戦国時代において、見懲らし型刑罰観及び中世前期的一般予防観念ひいては一般予防思想が中世社会から完全に消滅したと確信するには至っていないので、その点についての断定的な推測を述べることは、差し控えたい。

小稿での主な検討対象となる奉行人奉書とは、中世中期特に 15 世紀の室町時代中期以後、中世後期の戦国時代を通じ、16 世紀後期に室町幕府が滅亡し、中世及び室町時代が終焉するに至るまでの 2 世紀以上の長期間に亘り、室町幕府の奉行人が室町幕府將軍直々の上意を奉じて出し続けていた文書形式である。『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇（上）』の解説に従うと、奉行人奉書は、後北条氏の虎の印判状と並んで、今日最も多く残存している文書様式の一つであり、特に室町時代後期に限れば、奉行人奉書集成即室町幕府文書集成と呼んで差し支えないと言われる程であるが、奉行人奉書の内容は、問状・打渡状・軍勢催促状・裁許状などと多岐に亘っているので、一概にその性格を規定するのは、困難である。しかし、実際に『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇（上・下）』に収録されている多数の奉行人奉書を見ると、勿論、収録されている奉行人奉書の全てではないが、その内の相当多数を占める奉行人奉書は、室町幕府として至急何らかの適切な処置や対策を講じる必要性のある不法行為を原因として発生した個々の具体的事件について、室町幕府將軍が奉行人に向かって述べた当該事件の妥当な解決策の内容を奉行人が書き取り、取り急ぎそれを事件関係者や事件担当者に通達した文書の体裁になっていることが分かる。小稿では、この種の不法行為を根本の原因として発生して来た個々の具体的事件を「不法案件」と総称するが、不法案件の解決策を示した奉行人奉書が殆ど常に室町幕府將軍直々の上意を奉じて出される形式を保持していた事実に着目して、この種の奉行人奉書の性格については、室町幕府に訴えが持ち込まれる諸々の不法案件につき、室町幕府が個別に問題解決を図るに当たり、当該不法案件に関する終局的な判断を公権的に表示することを通じて、室町幕府自らが決定した最高度の意思を書き表した文書形式と捉えることにする。

『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇(上)』の同じ解説に従うと、奉行人奉書の作成主体となっていた室町幕府の奉行人とは、「右筆方」と称する室町幕府將軍直属の諮問機関を構成していた日本官僚史上特異な事務官僚集団であるが、永享年間(1429～1441年)以後、殊に応仁の乱以後になると、奉行人の地位が飛躍的に上昇したと言われ、この奉行人層の政治的地位の強化に比例して、奉行人奉書の内容面にも一大変化が生じ、室町幕府の最重要政務を含む最も重要な内容を有する室町幕府文書の一つに変化を遂げて行った。

なお、小稿の依拠資料である『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇(上・下)』から奉行人奉書の実例を引用するに当たっては、編者が施した傍注を全て省略し、割注を括弧内に入れ、その他文字のサイズや文字の間隔などの体裁に適宜変更を加えた。

## II 奉行人奉書に見る「向後」

『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇(上)』に依拠して判断する限り、奉行人奉書の文面の上に「向後」の語が現われて来るようになるのは、漸く室町時代中期の永享年間以後の時期に属する。それ以前の室町時代前期に当たる南北朝時代に出された奉行人奉書の同篇への収録例は、合計しても50例程度とごく少数に止まるが、南北朝時代に作成された奉行人奉書の中には、この「向後」の語がただの一度も現われて来ない。

管見の限りで、「向後」の語を有する最初の奉行人奉書の例は、永享二年(1430年)の次の文書である。

興福寺々物(米銭)就令借用、猥借与之条不可然、於向後者堅可被停止之由候也、仍執達如件、

永享二

閏十一月七日

為種

為行

唐院

新坊<sup>(5)</sup>

それ以後、室町時代末期の永禄年間(1558～1570年)に至るまでの130年余の間に  
出された「向後」の語を有する奉行人奉書の残存例は、合計100例以上に上るが、勿論、  
それらは、単に個別具体的な不法案件に関して室町幕府の公権的な判断を表示した判決類  
似の宣言を載せた文書だけに限られず、個々の内容は、多岐に亙り、不法案件の処理以外  
の様々な題目に関するものが意外に多い。紙幅の関係から、本節では、永享以後の比較的  
早い年代に属する数例だけを年代順に列挙するに止めるが、次に掲げるのは、何れも、室  
町時代中期の15世紀半ば頃に属する「向後」の語を有する奉行人奉書の実例である。

予州発向事、被仰諸士率之処、今度桐河城被攻落、敵数輩被打取旨、守護教通註進到来、

尤神妙、向後属教通申、弥可被致忠節之由、被仰出候也、仍執達如件、

享徳元

十一月廿五日

為数（花押）

貞元（花押）

大野宮内少輔殿<sup>(6)</sup>

東寺領播磨国矢野庄事、諸役免除之处、毎度相懸課役及催促云々、太不可然、向後可被止其綺之由、被仰出候也、仍執達如件、

康正元

十二月廿六日

之種（花押）

貞基（花押）

守護代<sup>(7)</sup>

就石見国桜井又次郎跡事、最前令出陣之旨註進到来条、尤神妙、向後弥可被抽忠節之由、所被仰下也、仍執達如件、

康正貳年十月十日

散位（花押）

左衛門尉（花押）

益田左馬助殿<sup>(8)</sup>

祇園社駕輿丁等申蛤商売課役事、先々更不致沙汰之处、近日六角町畳屋六郎左衛門男及違乱云々、太無謂、所詮、向後可停止其綺之儀、被仰付候訖、早可遂還幸無為節之旨、可被加下知彼等之由候也、仍執達如件、

康正三

六月十四日

為数判

貞基判

当社執行御房<sup>(9)</sup>

和州菩提山寺事、為御祈願所諸役不致沙汰之处、近年号酒役及催促云々、事实者太不可然、所詮、於向後者、任先規可被止其綺旨、可被存知之由、被仰出也、仍執達如件、

長祿二

八月廿九日

之種判

之清判

興福寺官符衆徒御中<sup>(10)</sup>

上に掲げた長祿二年（1458年）以後の時期にも、中世後期を通じて、「向後」の文言を有する奉行人奉書は、多数作成されて行き、今日までの残存例も少なくないが、紙幅の関係で、これ以後の事例の引用は、全て割愛する。

そして、管見の限りで、「向後」の語を有する奉行人奉書の現存する最後の実例になるのは、室町時代末期即ち戦国時代末期の永祿五年（1562年）の次の文書である。

清和院領山城国西岡富坂庄（富坂跡）事、普広院殿為御寄付当知行地也、然先年覺勝院申子細条、及三問答訴陳、被成奉書之処、其後又称有綸旨、申給一方向御下知、掠領之段、依被歎申之、為測底数度雖被尋仰、無出对之間、無理所致歟、以外次第也、所詮、任代々御判以下証文之旨、被返付訖、向後於彼濫訴者、被停止之上者、如元全領知、可被抽御祈禱丹誠之由、所被仰下也、仍執達如件、

永禄五年十月十八日

信濃守（花押）

備前守（花押）

当院雜掌<sup>(11)</sup>

ここで特に注意したいのは、引用を省略した他の多数の事例を含め、『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇（上・下）』の中に収録されている奉行人奉書の内、「向後」の語を有する奉行人奉書の残存例だけに限って通観しても、その本文中で「向後」の語を「傍輩」の語と一対にして組み合わせ、「向後傍輩」または「傍輩向後」と言う見懲らし文言を形成して使用し、見懲らし文言の使用を通じて、室町幕府が見懲らし型刑罰観に立脚して当該不法案件の処理を図っていることを明示しているような奉行人奉書の実例は、ただの一例たりとも見出すことができないと言う点である。但し、聊か紛らわしいことに、一通の奉行人奉書の中に「向後」と「傍輩」の二語が同居している事例が僅かに一例だけ見出される。次の明応四年（1495年）の奉行人奉書がその実例である。

当門跡領諸国所々并寺社院家候人中事、有訴訟之儀者、以令旨被申之、可有御成敗之処、近年猥直奏、或申沈傍輩、欲令被所帶於知行、或就門跡領、恣掠給御下知、種々依任雅意、門中及錯乱云々、以外次第也、所詮、於向後者、門下候人以下同先々管領之地等、如先規被相計之、弥進退領掌不可有相違之由、所被仰下也、仍執達如件、

明応四年十二月廿七日

加賀前司判

信濃前司判

三宝院御門跡雜掌<sup>(12)</sup>

尤も、一見明白なように、上の奉行人奉書の場合は、「向後」と「傍輩」の二語は、離れ離れに書かれているから、二語相互間の意味的な関連性に乏しく、この奉行人奉書の実例を見懲らし文言を伴う奉行人奉書が実在した証拠と看做すのは、先ず無理であろう。

奉行人奉書の中で使用される場合、「向後」の語は、他の「自今以後」とか、「以後」などの文言と殆ど同じく、現代語の「今後」に相当する意義を有しているのが常であった。次に掲げる「自今以後」や「以後」の使用例と比較対照すれば、明らかになる。

禁制 春日社兼興福寺造営料摂津国兵庫関

右、被停止過書国料之旨、被成御教書訖、自今以後募諸権門以下之号、於関賃難涉并落船等族者、堅可被罪科之由、所被仰下也、仍下知如件、

文安三年六月廿六日



飯尾肥前入道也

沙弥判<sup>(13)</sup>

毛利備中守熙元申諸役以下事、条々背旧例、近年面々令無沙汰、剩不相從惣領之所勘云々、  
事実者好而招其咎歟、太不可然、所詮、於以後者、守熙元下知、可被致其沙汰、若猶有緩  
怠儀者、可被処罪科之由、所被仰下也、仍執達如件、

齋藤遠江守

享徳四年五月廿七日

沙弥在判

諏訪

信濃守在判

一族中<sup>(14)</sup>

上掲の二通の奉行人奉書の中に出ている「自今以後」または「以後」の文言を「向後」  
の語に置き換え、更にその「向後」の語を現代語の「今後」の意味に置き換えた上で、各  
文書に現代語訳を施したとしても、現代語訳の文意は、何ら違和感を生じない。

更に室町時代後期の戦国時代の頃になると、奉行人奉書の中で単に「向後」と記すだけ  
ではなく、殊更に「若向後」と書き表す事例も、若干見られるようになった。天文年間  
(1532～1555年)の事例を二例だけ次に掲げる。

朝恩地鷹司東洞院并八条坊門西洞院敷地（指図在之）同楮反古組小物等証文事、紛失云々、  
被聞食訖、若向後雖有令出帶彼証文族、不可有御許容之上者、任当知行之旨、弥可被全領  
知之由、被仰下也、仍執達如件、

天文十四年二月廿四日

散位在判

大和守在判

出納左近将監殿<sup>(15)</sup>

加賀国富墓庄上分参拾貫文事、就松梅院無沙汰、先年被糺決、任領主進止之法、被成直務  
之奉書以来、当知行之処、今度以清光院、為禅興懇望、小畠対馬守一行上、雖被補任、若  
向後不依多少就難渋者、可被改易云々、被聞食訖、可令存知給由、所被仰下也、仍執達如  
件、

天文十四年四月廿八日

対馬守（花押）

掃部助（花押）

竹内宮御門跡雑掌<sup>(16)</sup>

これらの事例に徴して見れば、室町幕府が奉行人奉書の中でしばしば使用していた「向  
後」の語が「自今以後」や「以後」などの文言と殆ど同じく、現代語の「今後」に相当す  
る意味を持っていたことは、一層明瞭になって来ると思われる。

本節で筆者が指摘したいのは、室町幕府將軍直々の意思を書き表した文書形式の一つで  
ある奉行人奉書の中では、「向後」の語が現代語の「今後」の意味以外の何らかの特別の

意義を帯びて使用されるようなことは、一度もなかったと言う事実であり、ただその一点に尽きている。即ち、室町幕府が奉行人奉書の中で「向後」の語を現代語の「今後」の意味で使用するだけに止めず、「向後」の語を「傍輩」の語と一対にして組み合わせ、「向後傍輩」または「傍輩向後」と言う見懲らし文言を形成して使用している例外的な事例は、ただの一例たりとも見出すことができないと言う点を特に強調したいのである。

### Ⅲ 奉行人奉書に見る「罪科」

多岐に亙る内容を持つ奉行人奉書の中でも、特に室町幕府が具体的な個々の不法案件の迅速で妥当な解決を図る目的で出した奉行人奉書の場合だけに注目して、『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇（上・下）』を見直して見ると、聊か意外なことに、その本文中で室町幕府自らが当該不法案件を発生させる根本の原因を成した不法行為者本人を「向後」の見懲らし即ち「今後」の見せしめにするために「罪科」に処する趣旨を明確に述べているような奉行人奉書の実例は、ただの一例さえ見出されないと言う事実気付かされる。これは、単に中世中期以後における見懲らし型刑罰観の存否の問題に直接関わるだけでなく、同時期における中世前期的一般予防観念の存否ひいては一般予防思想の存否の問題にも関わって来ると言う意味で、軽視することのできない事実ではないかと思われる。

『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇（上・下）』を見ると、室町幕府が一通の奉行人奉書の中で「向後」の語を「罪科」の語と併記し、二語を意味的に関連付けて使用している事例が相当数見出される。既に前節でも、「向後」の語の代わりに「自今以後」または「以後」の文言を「罪科」の語と意味的に関連付けて使用しているやや変則的な事例を二例掲出しておいたが、本節では、本文中に「向後」の語を「罪科」の語と併記し、二語を意味的に関連付けて使用しているその他の奉行人奉書の残存例を数例だけ年代順に掲げることにする。何れも、15世紀半ば以後、応仁・文明の乱後へかけての時期に出された奉行人奉書の実例である。

関東進物事、度々雖被仰之、於諸関尚及違乱之条、太無謂、就中細々上下等以判留壻岐入道印、不可有相違候趣、同被仰之处、不承引云々、招其咎歟、所詮向後有異儀族者、可処罪科旨、可被相触尾張遠江両国中関所由也、仍執達如件、

宝徳三

六月十八日

永存在判

性通在判

守護代

駿河国中、文書同前、(中略)、守護代

近江国中、文章同前、(中略)、佐々木近江守殿<sup>(17)</sup>



鞍馬寺山木事、雖為根本之寺山、其内地下相統之山在之旨依歎之、不及糺明、先止綺畢、爰本堂後山之尾、任雅意伐採之間、且為連年修理、且為寺家衰微之基歟、旁為公方被打制札、向後被停止之處、地下人以噉訴可押伐云々、言語道斷之狼藉、好而招罪科者也、所詮、為山門一谷類之上者、速令談合当寺衆徒中、嚴密可被加下知之由、所被仰下也、仍執達如件、

応仁三年四月十三日 下野守（花押）

「葛川下向」肥前守

西塔院執行代<sup>(18)</sup>

石清水八幡宮大山崎住京神人等申進上以下油事、諸国関役免除之段、度々御成敗事□畢、然近日号所質於所々関々違乱云々、太無謂、向後不可有其煩、若有異儀族者、堅可被処罪科之由候也、仍執達如件、

文明四

十一月三日

之種（花押）

貞秀（花押）

諸関奉行中<sup>(19)</sup>

糸絹綿黒布振売織色等駄別役事、所々問屋近日或号諸社神人或号権門勢家被官公人、商人役免除云々、太無謂、早任応永卅年御教書、如酒麴役例嚴密可致其沙汰、若向後於令難洩在所者、不謂諸社神人、可被処罪科之旨可被相触諸問屋之由、所被仰下也、仍執達如件、

文明十二年四月十四日

和泉守判

対馬守判

広橋家雜掌<sup>(20)</sup>

当寺諸塔頭并嵯峨中寺院跡事、猥作田畠放飼牛馬云々、太不可然、所詮、向後堅被停止訖、若於背御成敗有不能承引之輩者、可被処罪科之上者、可被註申交名之由、所被仰下也、仍執達如件、

文明十四年十一月三日

加賀守（花押）

沙弥（花押）

天龍寺雜掌<sup>(21)</sup>

当院諸塔頭并嵯峨中寺院跡事、今度一乱中猥作田畠放飼牛馬云々、甚不可然、所詮、向後堅被停止之訖、若猶背御成敗有不能承引之族者、為被処罪科、可被注申交名之由、所被仰下也、仍執達如件、

文明十四年十二月三日

沙弥（花押）

上野介（花押）

三会院雜掌<sup>(22)</sup>

於寺辺、号短冊并諸本所公事錢、相懸往来之旅人課役輩在之云々、動及喧嘩之条太不可

然、所詮、堅加下知、向後可被追放境内、若有及異儀之族者、可被処罪科之由、被仰出候也、仍執達如件、

文明十五

七月廿八日

「寺奉行清和泉入道」

常通（花押）

「松田対馬守」

数秀（花押）

東寺雜掌<sup>(23)</sup>

於東寺境内、号短冊并諸本所公事錢、相懸往来之旅人課役輩在之云々、毎度及喧嘩之条、太不可然、所詮、堅加下知、向後可被追放寺辺、若有及異儀之族者、可被処罪科之由、被仰出候也、仍執達如件、

文明十五

七月廿八日

常通判

数秀判

所司代<sup>(24)</sup>

上に掲げた事例の中には、内容的に重複するものも幾つか含まれているが、最後に掲げた事例の文明十五年（1483年）以後の室町時代後期の戦国時代に至っても、室町幕府は、上掲の諸例と同様に「向後」の語と「罪科」の語を併記し、意味的に関連付けて使用した奉行人奉書を猶相当数作成して発していた。しかし、紙幅の関係から、全て省略する。

また、室町幕府が「向後」の語を「嚴科」の語と併記し、二語を意味的に関連付けて使用している奉行人奉書の残存例も、幾つか見出される。小稿では、「嚴科」の語を文字通りに「殊に嚴しい罪科」の意味に解釈し、「罪科」に含めて捉えることにする。年代を追って実例を少し挙げると、次のような例がある。

今度和州発向事、駈催一族中、可被致忠節之旨、被成御教書之、令催促処、或構虚病不能参陳、或号計会不令進発云々、太招其咎歟、不可不誠、既於和州之儀者令落居之上者、至于今不及是非之沙汰、被棄置之訖、所詮、向後就諸役等、有難渋之族者、為惣領可被致成敗之、若有異儀之輩者、云在所、云交名、随註進速可被処嚴科之由、所被仰下也、仍執達如件、

康正元年十月廿日

下総守（花押）

沙弥（花押）

小早河備後守殿<sup>(25)</sup>

善法寺雜掌申石清水八幡宮領山城国八条西庄用水事、自往古相定在所、社家進退之処、去文明十一年構新井於社領之上、任雅意之条、被遂一段糺明、被成奉書訖、然今度重而及違乱云々、事实者、好而招其咎歟、言語同断次第也、所詮、向後可令停止其糺、若猶度々背

御下知、致緩怠者、可被処嚴科之由、被仰出也、仍執達如件、

明応三

七月廿三日

清房判

元行判

久世上下庄名主沙汰人中<sup>(26)</sup>

祇園社林事、近年甲乙人并地下人等、恣伐採竹木刈下草、種々及狼藉云々、且難測神慮者歟、言語道断次第也、所詮、於向後者守制札旨、堅可被加制止、若有違犯之輩者、随注進、可被処嚴科之由、所被仰下也、仍執達如件、

文亀元年十一月廿七日

加賀前司判

豊前守判

当社執行御房<sup>(27)</sup>

飯尾加賀守清房申江州高嶋郡新庄内兩名（柳殿御領）預所職事、帶代々御下知当知行之処、近年守護被官人三井令強入部、押領之条、一段可有御成敗者歟、然今度依国錯乱退在所、令没落之間、莅彼所如元沙汰居清房代、可被全所務之段、去年被成奉書之処、近日為伊庭出羽守下知、申付非分之輩云々、事实者言語道断次第也、所詮、早任度々 上裁、於押妨之族者、速追出庄内、向後堅可被致警固、若猶許容彼等、有引汲輩者、可被処嚴科之上者、慥可被注申交名之由、被仰出候也、仍執達如件、

文亀三

三月十三日

秀秋（花押）

頼亮（花押）

佐々木朽木弥五郎殿<sup>(28)</sup>

『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇（上・下）』の中には、他にも類例が収録されているが、全て省略に従い、差し当たり上に引用した事例だけに絞って見ると、上掲の奉行人奉書の中では、室町幕府は、当該不法案件の処置に関し、殆ど例外なしに、「向後」即ち「今後」このように処置すると決定した具体的な決定内容を逐一表示し、当該不法案件についての「向後」の処置方針を公権的に明示していたことが伺える。勿論、そこで示される処置方針の中には、室町幕府が当該不法行為者本人を「罪科」或いは「嚴科」に処して処罰する旨を明らかにしている場合が含まれていた。しかし、それと同時に、室町幕府は、「向後」万一室町幕府が示した方針に違背して、猶も同様の不法行為を犯す者が現われて来たならば、その場合には、その都度その不法行為者を「罪科」或いは「嚴科」に処する方針で臨む旨を予告して予め威嚇するのが常であった。尤も、こうした室町幕府による「罪科」（「嚴科」を含む）への言及は、「向後」当該不法状態を継続させる懸念があるか、または、「向後」室町幕府の示した処置方針に違背し、同様の不法案件を発生させると予測される「向後」の不法行為者に「罪科」を科して制裁を加える旨の処罰方針を室町

幕府が予め公権的に宣言して予告しているに過ぎなかった。その故か、当該不法案件を発生させる根本の原因となった当該不法行為者本人に「罪科」を加えて処罰し、以って「向後」のための見懲らしにする旨を宣言し、見懲らし型刑罰観に立脚して当該不法案件の処置を図る室町幕府の方針を明確に表示しているような奉行人奉書の実例は、室町時代を通じて、最後までただの一例たりとも見出されないのである。但し、この種の「罪科」の予告は、「向後」の文言を全く含まない奉行人奉書の中で具体的な不法案件の処置に関する「罪科」の宣言がなされている他の多くの事例の場合にも共通して見出される所ではあるが、室町幕府が奉行人奉書の上に「向後」の語を全く記載していない場合には、大概その代わりに上掲の引用例にも見られるような「若……者」などの仮定法的な表現を使用するのが通例であったから、「向後」の語を欠いている場合でも、「向後」同種の不法案件が発生して来た場合の室町幕府の対処方針の予告である旨明示されていたと理解してよかろう。「罪科」の予告を主な内容としながら、「向後」の語を欠いているこの種の奉行人奉書の実例は、枚挙に遑がない程多数残存しているから、本節では、全て割愛する。

室町幕府によるこの種の「罪科」の方針の宣言は、明らかに中世前期以来の見懲らし型刑罰観や中世前期的一般予防観念とは全く相容れない観点に基づいてなされた言明であると言わなければならないが、室町幕府の開幕から終焉に至るまでのおよそ2世紀半の間に室町幕府が発した奉行人奉書の上では、見懲らし文言を使用して見懲らし型刑罰観を表示している事例が一例たりとも見出されないばかりか、当該不法行為者本人を「罪科」に処し、以って「向後」のために見懲らしにする趣旨を述べている事例さえ一例も見当たらず、終に上記の「罪科」の方針の予告しか記載されることがなかったと言う厳然たる事実の意味する所をどのように捉えるのが最も妥当であろうか。先ず、室町幕府が個々の不法案件処理の目的で出した「罪科」の予告を伴う奉行人奉書の性格を考えると、そもそもこの種の奉行人奉書は、主に室町時代中期以降の中世後期において、上掲の諸資料にも伺えるような何らかの具体的な不法行為を原因として不法案件が発生した場合、当該不法案件の問題解決につき、室町幕府に訴えが持ち込まれるその都度室町幕府が迅速に妥当な解決策を決定し、その解決策を奉行人が室町幕府将軍から直々に奉った形で公権的に表示するために作成した室町幕府文書の一形式であった。個々の不法案件の処置に関して発される奉行人奉書の中では、常に室町幕府が公権的に問題解決を図る上での終局的な判断を表示していた所から考えると、その都度室町幕府自らが決定した最高度の意思がそこに表明されていたと理解して差し支えないと思われるが、個々の不法案件の処置を図る場合、室町幕府は、常に迅速な対応を迫られたので、室町幕府がその都度行う公権的な判断の表示は、あくまで迅速に妥当な解決策を提示することを最優先せざるを得ず、勢い逐一見懲らし文言を使用して見懲らし型刑罰観を表示するには不向きな性質を帯びる傾向を示さざるを得なかったのではないかと推測できないことはない。或いは、拙稿<sup>(29)</sup>の中で以前筆

者が推測したように、中世中期に入ると、見懲らし文言を一々訴状の上に記載する必要性が乏しいことが当時の中世社会に共通認識として広く行き渡り、実際上訴状の上に見懲らし文言の記載が殆ど全く現われなくなったことに対応して、中世後期に至ると、丁度それと符節を合わせるように、室町幕府による個々の不法案件の処理方針の表示に他ならないこの種の奉行人奉書の文面の上にも、見懲らし文言が全く現われて来なくなったのではないかと考えられないこともない。とすれば、それは、ごく自然な成り行きと言えよう。

しかし、それらの諸点を考慮に入れた上で、猶若干の疑問が残る。室町幕府がこれ程までに重要度の高い奉行人奉書の上で、当該不法案件を発生させた法的責任のある当該不法行為者本人に「罪科」を科すると言う肝心の制裁措置を殊更に軽視したり、疎かにしたり、増して否定したりするなどと言う尋常ならざる態度を示すようなことは、流石に先ず滅多になかったと思われる。しかし、室町幕府が奉行人奉書の中で「向後」の「罪科」の問題に殊更意識的に言及していながら、しかも猶、既に中世前期に定型と用法が確立されていた「向後傍輩」または「傍輩向後」と言う常套的な見懲らし文言の表現型を本文中で使用した事例がただの一例も見出されず、当該不法案件を発生させる根本の原因となった当該不法行為者本人に「罪科」を加え、以って「向後」のための見懲らしにするとの趣旨を明確に述べるようなことも、また一度としてなかったのは、そもそも何故であったのか。而して、奉行人奉書の中では、室町幕府が「向後」発生して来ると予測される同種の不法案件の問題だけに専ら関心を注ぎ、「向後」当該不法行為を継続させる懸念のある当該不法行為者本人または「向後」同種の不法行為を犯すのではないかと懸念される「向後」の不法行為者に対してのみ「罪科」と言う制裁措置を強権的に発動すると予め公権的に宣言して予告しておくと言う姿勢に最後まで固執し、専ら「向後」科せられるべき「罪科」を予告することだけに力点を置いて強調し続け、殆ど常に「向後」の「罪科」の予告による威嚇を繰り返すことに終始していたのは、そもそも何故であったのか。

こうした疑問点を無理なく説明するためには、そもそも室町幕府が中世前期以来の見懲らし型刑罰観は元より、中世前期的一般予防観念らしき観念も、ひいてはおおよそ犯罪の一般予防に関わる思想らしき思想も、元来少しも持ち合わせてはいなかったが故であると理由付けるのが恐らく最も妥当な解釈になるのではないかとと思われる。但し、既に室町幕府の成立当初から然りであったと断定する用意までではないものの、少なくとも「向後」の語を有する奉行人奉書の残存例が見出されるようになる永享年間以降の中世後期の時期に限定して言えば、そうした解釈が一層蓋然性を増して来るのではないかとと思われる。のみならず、少なくとも中世後期を通じて、室町幕府は、見懲らし型刑罰観や中世前期的一般予防観念ひいては一般予防思想を意識的に採用し、そうした観念や思想を不法案件の処理などの政務の上に反映させて行こうとする積極的な姿勢を示すようなことも、恐らく絶えてなかったのではあるまいか。そして、その故に、中世後期の室町幕府は、当該不法行為者



本人に「罪科」を科することによって当然生じて来るはずの見懲らしの効果などと言うような、中世前期以来の見懲らし型刑罰観や中世前期的一般予防観念の発想からすれば、当然期待されてよいはずの一般予防的な処罰効果に対しては、およそ一片の期待すら寄せてはいなかったと結論すべきなのではあるまいか。換言すれば、中世後期の室町幕府は、幕府に訴えを持ち込まれる諸々の不法案件の問題解決を図る際に、そもそも中世前期以来の見懲らし型刑罰観に依拠して問題解決を図ったことは、かつて一度もなく、その上、中世前期的一般予防観念ひいては一般予防思想に立脚して不法案件の問題の解決策を講じようとするなどと言うことも、かつて一度もなかったと推論するのが恐らく最も妥当な解釈論となると考えられるのである。勿論、本節に述べたことは、あくまでも筆者の憶測の域を出ない一つの仮説に過ぎないが、更に憶測を重ねると、中世後期の室町幕府の奉行人は、自らが作成する奉行人奉書の上に見懲らし文言を使用することを通じて、中世前期以来の見懲らし型刑罰観や中世前期的一般予防観念ひいては一般予防思想に言及したり、一般予防的観念や一般予防的思想に依拠して問題解決を図ろうとする姿勢を示したりするようなことを殊更意識的に避けていたのではないかとすら疑われて来るのである。

#### IV 禅椿を原因とする不法案件の処理方針

『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇（上・下）』所収の奉行人奉書に記されている室町幕府による不法案件処理の事例を見ると、当該不法案件を発生させる根本の原因となった当該不法行為者本人に何らかの「罪科」を科して処罰した後の段階に至っても、室町幕府側が当該不法行為者本人の「向後」の動静に猶相当程度の注意を向け、その「向後」の動向を注視し続けている様子が伺える場合が稀にある。

紙幅の関係から、本節では、禅椿及びその養子阿賀丸等を根本の原因として発生した不法案件に関わる奉行人奉書の事例を掲げるに止めるが、それらは、何れも、長享年間（1487～1489年）に出された奉行人奉書である。

禅椿事、依有其科、被改御師職、如元被仰付之、於禅椿并養子阿賀丸等者、向後永不可有御許容之旨、被成 御判訖、然号先借、神領所々有競望族之間、神用以下、既可退転云々、言語道断之次第也、至彼借書者、任先例被棄被之段、可被存知之、若猶権門勢家被官人及違乱者、為有異沙汰、可被注申交名之由、所被仰下也、仍執達如件、

長享元年閏十一月廿五日

丹後守（花押）

前加賀守（花押）

北野宮寺御師松梅院<sup>(30)</sup>

禅椿事、去年 御動座之刻、違背 上裁之条、雖可被処嚴科、以寛宥之儀、被追放其身処、近日任雅意、令徘徊京都云々、言語道断次第也、不可不誠、所詮、随于見合、為一社



中可召進之、於社家有与力之輩者、可為同罪之上者、速可注申交名之旨、被成奉書於祠官中畢、同可被存知之由、所被仰下也、仍執達如件、

長享二年三月十日

丹後守判

前加賀守判

松梅院禪予法眼御房<sup>(31)</sup>

禪椿事、去年 御動座之刻違背 上裁之条、雖可被処嚴科、以寛宥之儀、被追放之処、近日任雅意、令徘徊京都云々、言語道断次第也、不可不誠之、所詮、隨于見合、為一社中可被召進之、若於社家有同意与力之輩者、可為同罪之上者、速可被注申交名之由、所被仰下也、仍執達如件、

長享二年三月十日

丹後守在判

前加賀守同

北野宮寺祠官中<sup>(32)</sup>

禪椿事、令徘徊社辺并洛中之間、可召進之旨、以前被成奉書之処、没落云々、所詮、於向後者、不謂権門勢家、有居住之在所、隨于見合、可被召進之、猶以祠官以下至同意与力之輩者、可被処罪科上者、可被注申之由、所被仰出也、仍執達如件、

長享二年四月二日

丹後守

前加賀守

北野宮寺祠官中<sup>(33)</sup>

禪椿事、去年 御動座之刻、違背 上裁之条、被改御師職、於其身者、雖可被処嚴科、以寛宥之儀、被追放之、然近日任雅意、或社辺或洛中令徘徊云々、弥蔑如 上意之間、罪科重疊者歟、所詮、不謂権門勢家、有居住之在所者、隨于見合、可召進之旨、被成奉書於北野宮寺祠官中訖、若被官中至許容与力之輩者、堅可被加下知之由、所被仰下也、仍執達如件、

長享二年四月二日

丹後守在判

前加賀守在判

右京兆代<sup>(34)</sup>

禪椿の不法行為を根本的な原因とする不法案件に関わる奉行人奉書は、上に掲出した文書以外にも幾つかあるが、差し当たり上掲の奉行人奉書だけを見て行くと、その内の二通の中には、確かに「向後」の語が記されている。しかし、上掲の奉行人奉書の中では、前年の上裁違背と言う不法行為の咎で、室町幕府からの「寛宥之儀」を以って嚴科の刑一等を減じられ、御師職の剥奪並びに身柄の追放と言う「罪科」を被って既に処罰を受けている禪椿本人と養子阿賀丸等に加え、室町幕府によって禪椿等と「同罪」の取り扱いを受けるとされている禪椿等への「与力之輩」（「同意与力之輩」或いは「許容与力之輩」とも表記されている）に至るまでの、北野社の社辺のごく狭い範囲内にある者達の「向後」の動

静如何が専ら問題とされているだけである。そこでは、既に処罰を受けている禅椿等の「向後」の動静に関し、北野社の社辺及び洛中を徘徊している禅椿等を見つけ次第即刻その身柄を拘束して室町幕府に召し進めよと命じる処遇方針と、北野社の社辺に「向後」現われると予測される禅椿等と「同罪」とされるべき「与力之輩」が「向後」実際に出現した場合には、彼等に「罪科」を科して制裁を加えて行くと予告する「罪科」の方針の2点の方針を公権的に宣言することだけが室町幕府側の主要な関心事となっているに過ぎない。換言すれば、室町幕府は、禅椿等の当該不法行為を根本的な原因として「向後」発生して来ると予測されるあらゆる不法行為についての予防対策を講じる際に、そもそも「向後」の「傍輩」を見懲らすために禅椿等を「罪科」に処するということについては、聊かも関心を示してはいないのである。即ち、本件で、室町幕府は、単に禅椿等と「同罪」に当たる「与力之輩」に至るまでの北野社の社辺のごく狭い範囲内にある者達の「向後」の動静如何の問題や彼等に対する「向後」の処遇方針如何の問題に配慮しているに過ぎず、およそ「向後」の「傍輩」の見懲らしに関わる問題については、何一つ注意を払っておらず、見懲らすべき「傍輩」の存在は、室町幕府の視野の中に全く入っていないのである。

本件に関して言えば、室町幕府は、刑余の不法行為者である禅椿本人と養子阿賀丸等及び彼等と「同罪」の取り扱いを受ける「与力之輩」に至るまでの北野社周辺のごく狭い範囲内にある者達の「向後」の動静如何の問題及び彼等に対して科すべき「向後」の「罪科」を予告して予め彼等を威嚇する方針の2点の問題についてだけ注意を集中させていることが明らかであるが、このように、あくまで当該不法行為者本人や「同罪」の「与力之輩」を中心とするごく狭い範囲内の人間に焦点を合わせ、専らその「向後」の動静如何及びその「向後」の処遇方針如何の問題に関心の的を絞り込み、その点だけに注意を集中させて行こうとする室町幕府側の視線の方向は、中世前期以来の見懲らし型刑罰観や中世前期的一般予防観念に発する方向性とは到底言い難いものがあり、寧ろ今日刑法学で言う特別予防の観点から発する方向性に余程近いものがあると言わなければならないであろう。尤も、無論のことながら、本節で中世後期の室町幕府が既に処罰を受けている不法行為者本人及び当該不法行為者と「同罪」となるべき「与力之輩」の「向後」の動向如何に注目する傾向を示していた一事実を指摘しただけでは、当該時期の室町幕府が犯罪者本人の改善を主眼とする刑罰観に立脚する一種の特別予防思想に依拠していた証拠とは到底看做し難いから、当該時期の室町幕府が犯罪または犯罪的な不法行為に対する特別予防を意識的且つ明確に志向し、犯罪者や犯罪的な不法行為者の改善を主眼とする刑事政策方針を採用していたなどと即断するようなことは、差し控えておくのが無難であると考えられる。

## V 結語

以上3節に互り、『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇（上・下）』に採録された奉行人奉書の一部を検討したが、そこから導き出される結論を述べて、小稿を締め括りたい。

室町時代中期以降室町幕府の滅亡に至るまでの中世後期において、室町幕府が幕府に訴えを持ち込まれる諸々の不法案件の問題を処理し、「向後」発生する懸念のある類似の不法案件に対する室町幕府側の予防対策として「向後」現われると予測される不法行為者に「罪科」を科する旨を予告する奉行人奉書を発する場合、そもそも室町幕府が中世前期以来の見懲らし型刑罰観に依拠して予防対策を講じるようなことは、絶えてなく、また、少なくとも「向後」の不法案件の予防対策に関する限りでは、中世前期的一般予防観念ひいては一般予防思想に立脚した予防対策を講じるようなことも、およそ全くなかったと考えられる。換言すれば、中世後期の室町幕府は、犯罪または犯罪的な不法行為に対し、中世前期以来の一般予防的な予防対策を講じることを以って自己の任務と認識してはいなかったと想像される。強いて言えば、室町幕府が今日の特別予防に似た観念に立脚して不法案件の予防対策を講じる場合が見受けられるに止まっていたと考えられる。更に言えば、そもそも中世後期の室町幕府が犯罪の一般予防または犯罪的な不法行為の一般予防を意図していた形跡すらおよそ全く認められない。以上が小稿で筆者が導き出した結論である。

但し、無論のことであるが、この結論は、中世後期当時の日本の中世社会においては、一般予防的な観念または一般予防的な思想がおよそ全く存在しなくなっていたということまで示唆しようとするものではない。周知のように、室町時代後期と大体重なる戦国時代においては、残虐極まる極刑が激増して行く実態があったと言う疑う余地のない事実を考え合わせてみただけでも、中世後期の日本社会から見懲らし型刑罰観や一般予防的観念ひいては一般予防的思想が完全に消滅したと断定するのが全くの誤りでしかないことは、忽ち判明する所である。小稿での結論は、あくまでも、室町幕府が個々の不法案件の解決を図るべく奉行人奉書を発して当該不法案件に対する終局的な判断を公権的に表示する場合に限り、しかも、その奉行人奉書が「向後」現われると予測される不法行為者に「罪科」を科する旨を予告し、予め威嚇を加える趣旨を伴っている場合に限って、成り立ち得ると考えられる一つの解釈論に過ぎない。但し、前述したように、この種の奉行人奉書には、当該不法案件の処理に関し、室町幕府自らが決定した最高度の意思が書き表されるのが常であったから、小稿での結論は、少なくとも中世後期の室町幕府の政務のレベルにおける室町幕府側の基本方針や基本姿勢に関する限りでは、十分成り立ち得る解釈になっているのではないかと考える。小稿での検討の結果、室町幕府の奉行人奉書が有していた顕著な特徴の一つとして、その文面の上に「向後傍輩」または「傍輩向後」と表記される見懲らし文言が終にただの一度も現われて来ることがなかったと言う看過できない事実を指摘で

きたと考えるが、奉行人奉書に認められるこの顕著な特徴点に基づき、室町幕府の政務のレベルに限定して考えれば、中世後期に至ると、少なくとも室町幕府部内においては、中世前期以来連綿と続いて来た見懲らし型刑罰観がほぼ完全に衰滅し、それと共に中世前期の一般予防観念ひいては一般予防思想が甚だしく後退し、一般予防的観念や一般予防的思想が室町幕府將軍を初めとする奉行人その他の室町幕府当局者の脳裏からほぼ完全にその姿を没し去るに至っていたと推測して、恐らく誤りなからう。

## 注

- (1) 拙稿「鎌倉期悪党禁令中に現われる「傍輩」の語義の再検討」(共栄学園短期大学研究紀要第22号所収) 参照。
- (2) 拙稿「鎌倉末期以降における「傍輩」の見懲らしについて」(共栄学園短期大学研究紀要第23号所収) 参照。
- (3) 注(2) 拙稿参照。拙稿「中世中期における「見懲らし」について」(共栄学園短期大学研究紀要第24号所収) 参照。
- (4) 今谷明・高橋康夫共編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇(上)』(思文閣出版)、1986・9・5、今谷明・高橋康夫共編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇(下)』(思文閣出版)、1986・9・5。
- (5) 今谷明・高橋康夫共編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇(上)』(思文閣出版)、1986・9・5、38頁。一二七【御前落居奉書】。
- (6) 今谷明・高橋康夫共編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇(上)』(思文閣出版)、1986・9・5、112頁。三八九【狩野亨吉氏蒐集文書 一】。
- (7) 今谷明・高橋康夫共編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇(上)』(思文閣出版)、1986・9・5、128頁。四四七【東寺百合文書 七四】。
- (8) 今谷明・高橋康夫共編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇(上)』(思文閣出版)、1986・9・5、132～133頁。四六四【益田文書 五五】。
- (9) 今谷明・高橋康夫共編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇(上)』(思文閣出版)、1986・9・5、138頁。四八五【祇園社記 十六】。
- (10) 今谷明・高橋康夫共編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇(上)』(思文閣出版)、1986・9・5、149頁。五二六【大乘院寺社雑事記 長祿二年九月十一日条】。
- (11) 今谷明・高橋康夫共編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇(下)』(思文閣出版)、1986・9・5、512頁。三八九〇【清和院文書 坤】。
- (12) 今谷明・高橋康夫共編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇(上)』(思文閣出版)、1986・9・5、557頁。一九九四【九条家文書 六一九八八号】。
- (13) 今谷明・高橋康夫共編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇(上)』(思文閣出版)、1986・9・5、89頁。三〇六【大乘院寺社雑事記 寛正二年九月五日条】。但し、高札裏書を省略した。
- (14) 今谷明・高橋康夫共編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇(上)』(思文閣出版)、1986・9・5、124頁。四三一【毛利家文書 一 八二号】。
- (15) 今谷明・高橋康夫共編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇(下)』(思文閣出版)、1986・9・5、411頁。三五六五【京都御所東山御文庫記録 地下文書】。
- (16) 今谷明・高橋康夫共編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇(下)』(思文閣出版)、1986・9・5、413頁。三五七〇【曼殊院文書】。
- (17) 今谷明・高橋康夫共編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇(上)』(思文閣出版)、1986・9・5、106頁。三六八【上杉家文書 一】。
- (18) 今谷明・高橋康夫共編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇(上)』(思文閣出版)、1986・9・5、224頁。七九三【鞍馬寺文書】。
- (19) 今谷明・高橋康夫共編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇(上)』(思文閣出版)、

- 1986・9・5、259頁。九二三【離宮八幡宮文書】。
- (20)今谷明・高橋康夫共編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇(上)』(思文閣出版)、1986・9・5、342～343頁。一二二〇【壬生家文書】。
- (21)今谷明・高橋康夫共編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇(上)』(思文閣出版)、1986・9・5、366頁。一三〇四【革嶋文書】。
- (22)今谷明・高橋康夫共編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇(上)』(思文閣出版)、1986・9・5、367頁。一三〇五【天竜寺文書 四】。
- (23)今谷明・高橋康夫共編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇(上)』(思文閣出版)、1986・9・5、374頁。一三三一【東寺百合文書 二】。
- (24)今谷明・高橋康夫共編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇(上)』(思文閣出版)、1986・9・5、374頁。一三三二【廿一口方重書案】。
- (25)今谷明・高橋康夫共編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇(上)』(思文閣出版)、1986・9・5、126頁。四三九【小早川家文書 二 一一七号】。
- (26)今谷明・高橋康夫共編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇(上)』(思文閣出版)、1986・9・5、543頁。一九四四【東寺百合文書 卜四】。
- (27)今谷明・高橋康夫共編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇(下)』(思文閣出版)、1986・9・5、15頁。二二四八【祇園社記 続録二】。
- (28)今谷明・高橋康夫共編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇(下)』(思文閣出版)、1986・9・5、37～38頁。二三二二【朽木家古文書 第八軸】。
- (29)注(3)の拙稿「中世中期における「見懲らし」について」参照。
- (30)今谷明・高橋康夫共編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇(上)』(思文閣出版)、1986・9・5、419～420頁。一四九六【筑波大学所蔵北野神社文書】。
- (31)今谷明・高橋康夫共編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇(上)』(思文閣出版)、1986・9・5、426頁。一五二一【北野社家日記 長享三年六月晦日条】。
- (32)今谷明・高橋康夫共編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇(上)』(思文閣出版)、1986・9・5、426～427頁。一五二二【北野社家日記 長享二年四月八日条】。
- (33)今谷明・高橋康夫共編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇(上)』(思文閣出版)、1986・9・5、427頁。一五二五【北野社家日記 長享二年四月八日条】。
- (34)今谷明・高橋康夫共編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇(上)』(思文閣出版)、1986・9・5、427～428頁。一五二六【北野社家日記 長享二年四月八日条】。